

平成27年度各会計決算審査特別委員会（第3日目）

- ◎ 招集年月日 平成28年9月29日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年9月29日（木） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成28年9月29日（木） 午前10時52分

◎ 出席委員

2番	花井泰子	6番	西山和夫
3番	吉田峰一	7番	木村一
4番	松井盛泰	8番	笠松悦子
5番	成澤五郎	9番	谷口康之

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝	税務係長	高田正志
副町長	網野眞	福祉医療係長	上村定子
総務企画課長	小田島伸二	保険係長	佐藤雅明
生活福祉課長	松崎輝幸	戸籍住民係長	永田吉雄
税務会計課長	帰山亮一	保健師	小保内さおり
産業振興課長	西野俊一	保健師	筒井裕子
地域創生推進室長	島津泰博	農業振興係長	南一貴
建設水道課長	佐々木孝幸	林業振興係長	上野真吾
建設水道課主幹	佐藤和人	水産振興係長	堂前哲也
産業振興課主幹	森永茂	商工観光係長	(森永茂)
ものづくり推進室主幹	三原知明	管理係長	南和敏
教育長	本間茂裕	土木係長	(佐藤和人)
学校教育課長	田中志津夫	上下水道技術係長	牧野覚
社会教育課長	松本泰行	上下水道事務係長	(佐々木孝幸)
高校事務長	小嶋隆	管財係長	(佐藤和人)
給食センター長	(田中志津夫)	総務兼学校教育係長	石田由美子
代表監査委員	西内貞治	社会教育係長	上野英孝
総務係長	野戸早苗	学芸員	竹田聡
財政係長	佐藤辰治		
企画振興係長	長谷川将之		
広報調整係長	赤松拓也		

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	筒井俊介

平成27年度決算審査特別委員会議事日程

(第3号)

平成28年9月29日(木) 午前 9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1	認定第2号	平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第2	認定第3号	平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第3	認定第4号	平成27年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第4	認定第5号	平成27年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第5	認定第6号	平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第6	認定第7号	平成27年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(谷口康之)

皆さん、おはようございます。只今の出席委員数は、8名です。
定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
昨日に引き続き、決算審査を行います。

● 認定第2号 平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長(谷口康之)

日程第1、認定第2号、『平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員(西内貞治)

それでは、国民健康保険事業特別会計審査意見を述べさせていただきます。

お手元の資料の20ページをご覧くださいと思います。

平成27年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額は、6億2,400万5千円、歳出総額は、6億484万1千円で、前年度比では、歳入が4.2%、歳出で

は6.5%それぞれ減となっております。

本年度の実質収支は1,916万4千円の黒字となり、これから前年度実質収支を差引いた単年度収支では1,508万6千円の黒字となっております。

次に決算状況でございますけれども、①の歳入、②の歳出については、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、22ページの収納状況について、若干述べさせていただきます。平成27年度における国保加入世帯は746世帯で、平成28年3月末における町の全世帯数が2,075世帯となっており、加入割合は、36.0%で、知内町全体の3分の1となっております。そのような状況の中で、国民健康保険税における収納状況は、調定額が1億5,570万円に対し、収入額が1億3,960万2千円で、収納率は前年度同様の89.7%となっております。そのうち現年分が調定額1億3,868万3千円に対し、収入額が1億3,458万円で、収納率は97.0%、前年度は97.7%となっており、滞納分は調定額が1,701万6千円に対し、収入額が502万3千円で、収納率が29.5%、前年度は40.4%となっております。

現年度の収入済額が前年度と比較して752万8千円の減で、滞納分の収入済額についても、対前年度比で457万3千円の減となっており、また、不納欠損処分額については、11件で371万3千円となっております。

これまでも滞納処分の強化などの対策を十分行っていると思われませんが、徴収が困難であることが明らかなものについてはやむを得ませんが、被保険者の高齢化、医療の高度化等によって、保険給付金が増加傾向にあり、その抑制に対処するため、特定健康診査をはじめとする各種保健事業等の推進、また、税負担の公平性の観点からも、保険料の収入未済額の督促、差押等の滞納処分の強化の対策を十分図り、収入未済額縮減に向け引き続き努力していただきたいと思います。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから、監査委員の審査意見に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書に基づく決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明致します。

各会計の歳入歳出決算書の附表の見出しの1の9ページをお開きください。見だし1の9ページです。なお、実質収支等につきましては、監査委員等から説明がありましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入から説明致します。①の収入済額の1款国民健康保険税から11款諸収入までの合計につきましては、6億2,400万5千円となっております。不納欠損については、11件の371万3千円となっております。

次に10ページ、歳出の①支出済額の主なものを説明致します。2款保険給付費、4億7,710万7千円。前年度対比4,473万4千円の増で、10.3%上がっています。主な要因としては、がん類や循環器系の心臓などの生活習慣病によって起因する疾病の医療費増によるものです。次に3款後期高齢者支援金等につきましては、7,509万4千円で、前年度対比で185万6千円の減で、2.4%下がっております。6款介護納付金ですけれども、3,248万6千円、前年度対比で261万3千円の減で、7.4%下が

っております。歳出総額は6億484万1千円となっております。なお、被保険者証につきましては、1,364人、前年度対比で69名の減となっております。世帯数は746世帯であります。平成27年度につきましては、保険給付費の増がありましたが、基金の取崩しにより3,217万1千円により、1,916万4千円の繰越になりました。現在、基金の保有額はありません。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから、歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。2番、花井委員。

◎ 2番(花井泰子)

監査の方の説明も含めてなのですが、不納欠損額と未収入額がありますが、その主な要因を伺えますでしょうか。

◎ 委員長(谷口康之)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

ご説明致します。不納欠損額については、先ほど言いましたとおり11件あります。その中で、処分停止の要件ということで、1号該当とあるんですけども、滞納処分をすることができる財産ないという方がですね、2件。それから、2該当、滞納処分をすることによって、その生活を著しい恐れがあるということで、生活保護者の受給者等なんですけれども、それが9件というふうになっています。それと、1,238万5千円のですね。

◎ 委員長(谷口康之)

どっち答えるの。ちょっと休憩します。

休憩を取り消します。

2番、花井委員。

◎ 2番(花井泰子)

只今、質問で2つお願ひをいたしましたんですけども、最初の不納欠損額の説明で、私が知りたいと思ったことがその中に反映されていまして、この答弁だけでよしとしたいというふうに思います。

次にまた質問をさせていただきます。それです、今、課長から説明をいただきました。この払えないという中身、やっぱり生活が大変だという中身なんです。私もどうしてこういうことになったのかなと実は思っていました。その中身を知りたかったというわけで、やはり払いたくても払えないという、そういう中身の方が多かったというふうに私は今、捉えました。ですから、実は何を言いたいかと言いますと、前にも質問した経過がありますが、知内町の国民健康保険税は、得てして、私は少し高止まりになっているのではないかとこのように思っています。昨年補正でも値上げがされて、議会でもそれは許可したというふうな事になっていまして、私としては、今、町は国の方針であるというふうには思うのですが、国をあげてというか、自治体をあげて、今、国の方針に則って、例えばものづくりだとか、いろいろな施策を今、一生懸命やっております。それはそれで良いとして、私は今、ここに住んでいる方、高齢者の方、それから、障がいを持っている方、いろいろな方達が安心して暮らせる、そういうまちづくりも一方では非常に大変な大切なことではないかというふうに思っています。ですから、国の施策があつて、その施策の上に立って、少しでも知内の町の人口を増やしたい、それから、定住してもら

いたいなど、いろいろなことを今、町をあげて頑張っていることはわかりますけれども、現在、今、住んでいる方、その方たちが安心して暮らせる町、それも同時に大切なことだと私は思っています。ですから、只今伺った不納欠損が、どういう人達になっているかということをお伺いを致しまして、私はもう少し国民健康保険税の払えるような方、そういうことも含めて、考えていただきたいというふうに思っています。ご答弁があれば、お願い致します。

◎ 委員長 (谷口康之)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、国民健康保険税の税制改正、今年度行いました。これは、国保の運営協議会でも何回も協議をさせていただいて、町の考え方としては、できるだけやっぱり要するに料金をとるか、税を改正をしたくないと。ただ、残念ながら、今、課長からもお話がありましたように、知内町の疾病、がん患者がですね、どんどんどんどんやっぱり増えてきている今、状況にあります。その状況もですね、運営委員会等で説明をさせていただいて、そして、今、抱えている基金残高と今後、要するに医療費の伸びを想定した中で、今回、やむを得ず、税制、税率を改正させていただいたということでもあります。ですから、そのご負担、要するに国保に加入の皆様方の負担というのは、大変だということは、重々、理解をさせていただいております。然らば、その税率を抑える、そういう状況の中で、渡島管内でも少し今、上位になっているということも重々、理解をさせていただいておりますので、今、生活習慣病を要するに原因とした、そういう大きな疾病、それと、検診率、受診率、健康診断であります。この受診率が35%等ですね、受診率がほかの自治体からみると、もう少しやっぱり頑張って受けてもらえる環境を整えることが大事だろうという今、認識を持たせてもらっています。そんなことから、各町内会から健康推進委員の皆様方、それとうちの保健師と一緒に、受診率を如何に高めるか、そのことによってですね、末期を迎えて、要するに入院をすることによって、高額な医療費を払わなければならないという、要するにそういう町民の皆様方を1人でも2人でも抑えるがために、今、努力をしているところでありますので、そのことについてもご理解をいただければというふうに思っています。できるだけ、ご負担を要するに低くしたいという考え方は、当然トップとしてはそういう認識を持たせていただいております。そんな段階で、今、健康な町民の皆様方、そして、今、2番委員さんが言われるように、安心して知内町に住んでいただける、そんな環境をですね、整えていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長 (谷口康之)

2番、花井委員。

◎ 2 番 (花井泰子)

今、町長のご答弁で、私もよくわかります。本当に検診を高めて、そして、元気で、ただ生きているんじゃなくて、元気で生きていくと、そういう高齢者にこの知内はなってもらいたいというのは、私でなくても皆さんそういうふうに考えているというふうに思います。昨日も議論があったんですけども、外に出て行ける高齢者はいいいけれども、自宅で、外に出ていけない高齢者、そういう方達にも手当てをしていきたいというふうな意見もあったかというふうに思いますが、ただ、国民健康保険税のお金も残っていないというお答えでしたけれども、各自治体を見ても、町にある、それから、市にある、ほかの例えば貯めてあるお金を利用しながらでも、今、住んでいる、ここの自分の町に住ん

でいる高齢者の方達を救いたいというふうな形で引下げをしている自治体もごございます。ですから、是非、本当に残念だけれども、ここは町政の場ですから、国政の話はするつもりはありませんけれども、国の方針として、今、これから出てくる介護保険とか、国民健康保険なども含めて、社会保障のお金が削られています。間違いないんです。その一方で、さっき私が申し上げました、いろいろな施策、今の政権の持っているような施策をどんどんどんどん打ち出してきています。そこに手を挙げて、少しでも町のためになる、自分たちの町のためになる、そう考えた首長さんや役場の方達は、いろいろな考えでそれに挑戦している、それもわかりますけれども、やはり今、住んでいる、そういう方達に手厚い、やはり温かい町政をしていただきたいというふうに思って、私はこれは要望として決算の場ですので、させていただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁はよろしいんですか。花井さん、質疑ですので、できれば答弁をもらうような形で終わってほしいんですけれども、なければいいんですけれども。どうですか。答弁しますか。いいですか。

そしたら、質疑、次、質疑ありませんか。10番、伊藤議長。

◎ 10番（伊藤政博）

議長ですけれども、発言をさせてもらいます。今年の決算を見ますと、一番危惧するのは、基金が3,200万円ですか、あったものを全部繰り入れてしまったと、そういうことになります。それで、決算では1,900万円の黒字ですけれども、実質は基金の繰入によって生じたことですね。そして、前年の繰越も400万円ありましたから、いうならば、3,600万円のそういう今年の実際のお金の入りの部分以外のお金を入れたことによって、1,900万円と。実質ですから、1,700万円の赤字近くなるわけです。そういう状況も踏まえて、28年度から税率改正になりまして、今回の補正予算で2千万円程度の増収になるということで説明ありました。1,700万円の赤字の中で、2千万円ということは、28年度それで何とかかなりそんな気がするんですけども、2千万円の中身を見ますと、後期高齢者の持ち出し、それから、介護保険の持ち出し分があるんですね。これも含めての話ですから、医療費に回せるのは1,400万円しかないんですね。ですから、これは単純に計算しただけでも、今年と同じような国保の給付等があればですね、実質赤字になってしまうような状況になるわけです。その中で、いろいろなご意見もありますけれども、一般会計から赤字部分は繰り入れている町村はたくさんありますけれども、先ほど、監査委員の報告にもありましたけれども、知内町の国保の加入率は、36%、3分の1しか入っていないわけですね。ですから、一般会計のお金をですね、3分の1の人のためにどんどん入れるということ、これもまた非常にある意味では、税の不公平感というものが出てきますので、この辺もなかなか行政の立場としては、やりにくい部分があります。ですから、できるだけ経費を削減しながら、先ほど町長のお話もありましたけれども、町民の健康状態を良くして、健康寿命を長くするということが、一番、最終的な政策しかないんだろうと思いますけれども、そういう政策を取るということは、それは町民全体に行き渡ることですので、国のいろいろな様々な社会保障の年間1兆円、必要でもどんどんどんどんそれが財源的にないものですから、そのし寄せが町村に来ているというのは、十分理解しているわけですが、その中でですね、なかなかそうは言っても、簡単に医療費が削減されるわけでもありません。具体的に来年度以降、基金がない中で、どんな財政運営を考えているのか、国保のですね、そこだけ1点お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど、今、議長から言われましたとおり、平成27年度についてはですね、介護保険の納付金の方はですね、集めた額よりですね、黒字なんですけれども、後期高齢者の方がですね、27年度で1,200万円程、医療費の方から食われているという、介護と合わせると大体700万円くらい医療費の方から引っ張られているような形になっております。それで、それを踏まえてですね、平成28年度の税制、うちの税率改正をしまして、これを何とか医療、介護、後期、これを全部黒字の方に、黒字というか、間に合うような、医療費から引っ張られないような形を取っておりますので、それを見据えた今回、税率改正ということで、それから、国からですね、平成30年度、広域化になりまして、北海道の方が医療費を全部支払うというか、代理をやりますので、その面で、1,400億円、国が交付しますので、それを基にした部分でやると、1人頭、今年については、5千円。平成30年からですね、1人1万円くらいの交付金を国の交付金ということできますので、それを踏まえた中で、今後、運営していくということですので、当分、うちの方で今、税率改正をした部分では、何とか維持できるのかなというふうに思っています。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。

この決算は、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定しました。

● 認定第3号 平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第2、認定第3号、『平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、説明致します。

附表の見だし1の13ページをお開きください。なお、実質収支につきましては、省略させていただきます。

歳入の収入済額から説明致します。1款の後期高齢者医療保険料につきましては、3,529万1千円、3款の繰入金につきましては、2,592万円、4款繰越金30万9千円を含めた歳入合計額6,152万7千円となっております。

次に歳出の支出済額を説明致します。1款総務費につきましては、211万3千円、2款の後期高齢者医療広域連合納付金が5,868万1千円となっております。3款諸支出金につきましては、30万9千円で、合計額は6,110万3千円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わったので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。

この決算は、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第4号 平成27年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第3、認定第4号、『平成27年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願い致します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

平成27年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明致します。

附表の見だし1の15ページをお開きください。なお、実質収支につきましては、省略をさせていただきます。

歳入の収入済額から説明致します。保険事業勘定の1款保険料9,391万1千円で、前年度対比で1,674万7千円の増となっております。不納欠損額については、2件の5万9千円となっております。1款の保険料から9款諸収入までの歳入合計は、4億9,

324万円となっております。保険事業勘定と介護サービス事業勘定320万9千円を合わせまして、総合計は4億9,644万9千円でございます。

次に16ページ、歳出の支出済額を説明致します。保険事業勘定の2款保険給付費につきましては、4億377万8千円で、前年度対比で1,508万8千円の減となっております。合計につきましては、4億6,777万3千円となっております。介護サービス事業勘定、1款諸支出金につきましては、320万9千円で、保険事業勘定とあわせまして、4億7,090万2千円となっております。基金の残額については、3,295万4千円で、前年度対比2,178万3千円の増となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 委員長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。6番、西山委員。

◎ 6番(西山和夫)

介護保険の事業計画でちょっとお尋ねするんですけども、8ページに認定率出ています。平成25年ですから、30%、認定率になっています。現在の認定率お尋ねします。

それと、9ページにですね、認知症の状況ということで、要介護認定者数ということで、認知症の症状ということなんですから、認知症なんでしょうけれども、平成25年の291名の方いるんですけども、知内の数字と見ていいんですか。

◎ 委員長(谷口康之)

小保内保健師さん、お願い致します。

◎ 保健師(小保内さおり)

ご説明します。介護保険計画のまず、認知症の件数なのですが、8ページ、新規認定者の疾患について、27年度の新規認定者は、全体で61名いました。その中で、認知症という診断がついている人が男女あわせまして、15名になっています。全体の認知症患者なのですが、認知症の自立度Ⅱa以上という判定をもとに算出していますが、25年度については、291名だったのが、27年度は184名となっています。27年度の認知症という診断がついている方については、184名となっています。

◎ 委員長(谷口康之)

6番、西山委員。

◎ 6番(西山和夫)

できれば、実績報告書に載せていただきたいのと、その数字を。パーセント的には、何パーセントになるんですか。男女あわせて、27年度は25名ということで、パーセントは上がるんですか。多分、25年で54名の新規認定者おりますので、下がるんだろうと思いますけれども、まず、そのパーセントをお尋ねします。

それと、さっきの9ページの数字が知内町の数字だということでいいんですね。そして、27年度が184名ということで、再度、確認のためにお尋ねします。

◎ 委員長(谷口康之)

小保内保健師。

◎ 保健師(小保内さおり)

ご説明致します。実績に関しましては、28年度の実績について、もう少し皆さんにわかりやすいような実績の形を示していきたいというふうに検討していました。

2つ目の認知症の割合なのですが、全体の認定者が331名いた内の認知症が184名なので、パーセントにしますと、55.6%になっています。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

自分の解釈の仕方が悪いんでしょうけれども、184名で要するにパーセント的には55.4%なんですよね。184名は認知症なんですか。先ほどの言う25名というのは、男女合わせて25名というのは、新規。じゃあ、この184名に入っているということではよろしいですか。わかりました。それで、予想以上の数字、自分の認知症患者の予想以上の数字なんですけれども、多分、この9ページの291名だとか、どこかの管内合わせてなんだろうなという思い込みがあったんですけれども、非常に多い数字です。それで、今までグループホームどうなんだと、木古内との約束もありますし、なかなか知内町で踏み込めない、またチャンスがあれば、また検討したいということで、ずっと検討、検討、検討でいっているんですよ。もうそろそろ自分の周りにも認知症患者かなり増えています。ちょっと異常なくらい目に付くようになりました。自分の範囲ではね。そういう意味で、知内町全体でも184名の認知症患者がいるということなので、新規25名ということで、この数字というのは、ちょっと大きいなと思います。その辺で、もう一度、お尋ねします。グループホームの知内への予定は、今後、どのような考えで進めるのか、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、保健師の方からですね、言った数字がほぼ今、現状に近い数字だと思います。それで、グループホームですね、いろいろ内部検討だとか、それから、介護保険の運営協議会、それから、しおさい園の運営協議会、そういうものの中で、グループホームをどうなのかなという議論は、数回しております。その中で、まず、1点は、確かに認知症が増えて、そういう施設が今後、必要になるだろうというふうには、我々も認識しております。その中でですね、例えば、経費の問題、入所者ですね、経費の問題、皆さん、ご存じだと思うんですけれども、グループホームというのは、施設ではありませんので、在宅と同じという解釈をしていますので、そうすると、介護度別にいくと、大体、介護保険から出るのが、1割負担で、介護度4、5になると、大体2万5千円くらいが介護保険の自己負担になるんです。それプラス入居料、それから、もろもろの経費で、大体、今、試算されているのは、1人入るのに12万円から15万円、このくらいの1か月の経費がかかるということですね、この辺を踏まえながら、グループホームがいいのか、今、いろいろと介護保険の施設の方ですね、サービス付き高齢者住宅だとか、いろいろそういうものもありますので、今後、第7次の計画、来年度から第7次の計画が始まりますので、その辺を踏まえながらですね、介護保険計画の中にそういうグループホームだとか、施設のやつを手を挙げないと、なかなか国の補助も付きませんので、その辺ですね、来年度、7次の計画のときに、いろいろグループホームを含めた中で検討していきたいというふうに思っています。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

全体で負担するわけですから、保険者加入の全体で負担して、1人当たり大体500円から600円の保険料の全体負担として、1人あたりの負担が増えるということで聞いております。それで、多少の負担は、多少というか、高齢者にとっては、大きい負担になる

んだらうと思いますけれども、ただ、自分にも関わる、将来、大切なことなので、まして、今、社協にお尋ねしたところ、やはり森の施設だとか、いろいろほかの施設の中で、介護をしながら、認知症の軽減に努めている、リハビリ等に努めているという現状ありますし、家族もそこまで通うのは大変だろなという思いがあるんですね。町内で収まらなければ。現実、もう収まらない現状になっていると思いますので、その点、もう少し木古内町といういろいろお約束もあるんでしょうけれども、更にまたいろいろな話を詰めながら、じゃあ、共同でどうなのかと、木古内と知内町とまた管内で共同でどうなんだという動きも広めながら進めていただければ、ありがたいなと思っています。また、この33ページの資料を見れば、自宅では27%介護していただきたいという要請はありますけれども、やはり半分以上は施設での介護を望んでいるわけですし、まして、その自宅での介護になりますと、家族の負担等、大変負担になりますので、その辺も考慮しながら、できるだけ早くその結論を見いだしていただきたいと思います。それで、40ページですね、家族介護支援事業とあります。それで、認知症の高齢者の見守り事業というのが1つあります。この事業の内容的なものをお尋ねします。

◎ 委員長(谷口康之)

小保内保健師。

◎ 保健師(小保内さおり)

ご説明します。地域支援事業の中に、家族介護支援事業としまして、3つあります。認知症の高齢者見守り事業に限らず、うちの町は社会福祉協議会の方に委託してまして、認知症に限らず、独居の方ですとか、見守りが必要な人をお願いして、その人に応じて1週間に1回ですとか、週に2回、あるいは、毎日行ってもらっている方もいるという状況になります。訪問が良ければ訪問ですし、電話での確認で大丈夫な方は電話で確認しているという状況です。

◎ 委員長(谷口康之)

6番、西山委員。

◎ 6番(西山和夫)

有償も無償もあるんでしょうけれども、家族介護慰労事業として、家族に支援する事業だとか、また、家族介護者教室だとか、家族介護者交流事業だとか、いろいろ事業あるんですけども、それでちょっとそこでお尋ねするんですけども、介護者、認知症になって、介護する方が家族になりますので、当然、家族の誰かがということで、今、ちょっと事例、男の方なんです。もう60過ぎている方なんですけれども、仕事を辞めてお母さんの介護をしているという現状あります。大変、もうそろそろ資金も底をつくんだというお話の中で、社協と相談をして、森の施設紹介していただいております。ただ、なかなか家族の決断が成されないために、我々としてはどうしようもないんですね、それ以上。それで、結婚もそうなんでしょうけれども、よく二人を結びつけるお節介ばあさんがおりました。世話役ですね。誰かと誰かを結びつけるという、介護にもそうした世話役、例えばそういう方々に1週間に一度、または、3日に一度訪問しながら、どういう状況なのか、常に相談を受けながら、今後の対応に生かすという、その無駄な金使うかもしれません。その人を通年雇うということなので、無駄な金になるかもしれませんけれども、家族の精神的ケアにはなるんですよ。まして、介護だとか、社協だとか、しおさい園、または、以前、課長にもお願いをして、町でもいいよというお話になりました。相談的なものはね、窓口あります。それらにすれば、対応していただけますというのはわかります。ただ、いろいろ制約もありますし、まして、そんなに役場の担当、暇じゃありませんので、何回も

お尋ねすることも不可能な部分だと思いますので、是非、その無駄な資金を使えるのが、ある意味、無駄になってもやれるのが自治体の仕事だと思いますので、そういう担当を置いて、そういう人達にその方だけでなく、まだまだいると思うんですよね、そういう精神的ケアが、介護者のですよ、介護者の精神的ケアをアフターするという、そういう仕組みづくりも必要なのかなと思うんですけども、その辺、どのような対応ができるのか、また、今の現行の中で、どういう対応をしているのか、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。認知症のいる家庭ですね、そういう関係はですね、要支援だとか、要介護ついて、介護保険のサービス認定を受けていますので、その方については、ケアマネージャーがですね、行って、いろいろプランを立てたり、それによって、ヘルパーさんを派遣したり、その中で相談をしてもらって、そのほかに行けないときは、先ほど言いましたように、うちの保健師から言いましたように、見守り隊の部分でそういう形で伺っていくと、そういうような現状になっています。今後ですね、今、言われた部分なんですけれども、やっぱりこの部分を中心としてですね、別にそういうものをということですね、想定はしていませんけれども、ただ、要支援の部分で、来年度からうちの介護保険で使っていたものを支援の方に回りますので、そういう面では、今、生活コーディネーターというのがあるんですけども、ここは本当は軽い部分のところなんですけれども、その方をですね、こういう方の相談にも、もしかすると充てれるのかなというふうに思っていますので、それは今、内部でちょっと検討しながらですね、そういう方をもし必要があれば、充てていきたいなというふうに思っています。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

先ほど言いました、家族介護者教室だとか、家族介護者支援交流事業ですか、これ社協で無料で行っていきますので、そういうところに当然、そういう方々が来れば、自分の精神的なケアもお母さんの介護の仕方等、また、進行状況の確認だとか、いろいろリハビリの仕方等々も教えてもらえるんでしょうけれども、なかなか外に出る機会がないというか、外に出たがらないという方もおるわけですから、そういう方に積極的に、もし、この中にどうしても支援体制を組みたいということであれば、こういうのにプラスアルファ、自宅まで行って誘いを掛けるという、その一言でいいですよ、行動で、行って声を掛けて、参加しませんかという呼びかけをするだけでもやはり違うだろうと思います。そういう意味で、またそこでいろいろ制約もあるんでしょうけれども、是非、そういうことをしながら、見守っていただくような支援方法を考えていただければありがたいなと思います。残念ながら、その方は間違いなく認知症なんですけれども、認定も受けていないそうです。その森の施設に行けば、そこで認定も受けられるし、またそこで認定証が3だとか、4だとか、確認されれば、そのまま施設の利用も確認になるということで、ありがたい言葉はいただいているんですけども、なかなかそこまで踏み込めないという、やはりそれはじわじわ、じわじわ、そこにやっぱり尋ねて行って、どういう状況なのかという確認は絶対必要になってくるし、万が一のこともありますので、そういうケアをしながら進めていただければありがたいなと思います。もう一度、ご答弁お尋ねして終わります。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、いろいろな方の名前をケアマネだとか、ヘルパーさん、それから、コーディネーターも言いましたけれども認知症のですね、サポーターみたいなのをですね、今後、うちの方で、今、介護の方でですね、講習等を受けていますので、そういうものを見守りだとか、そういうものを含めまして、やっていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長（谷口康之）

ほかに質疑ございませぬか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませぬか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成27年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第5号 平成27年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第4、認定第5号、『平成27年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思ひます。ご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取扱い致します。

次に歳入歳出決算書並びに主要施策事業等説明資料の13ページに基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願ひ致します。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

平成27年度知内町公共下水道事業特別会計決算について、ご説明致します。

附表の18ページをお開きください。

平成27年度公共下水道事業特別会計決算説明書に基づきまして、ご説明致します。

歳入につきましては、収入済額、歳出につきましては、支出済額でご説明致します。

まず、歳入でございます。1款使用料及び手数料3,901万8千円、2款国庫支出金456万5千円、3款繰入金1億1千万円、4款繰越金119万7千円、6款町債370万、歳入合計1億5,848万円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費6,540万6千円、2款公債費9,11

9万円、歳出合計1億5,659万6千円でございます。

次に昨年度の主要施策を説明させていただきます。主要施策の赤い見だし4の13ページをお開きください。13ページの下から4行目でございます。4列目でございます。公共下水道事業特別会計、1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費で、知内町クリーンセンター電気設備更新工事を830万円を実施してございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わったので、これから歳入歳出一括質疑を行いたいと思います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成27年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第6号 平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第5、認定第6号、『平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願い致します。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

平成27年度農業集落排水施設整備事業特別会計決算について、ご説明致します。

紺色の見だし1、附表20ページをお開きください。平成27年度農業集落排水施設整備事業特別会計決算説明書に基づいて、ご説明致します。

歳入につきましては、収入済額、歳出につきましては、支出済額でご説明致します。

まず、歳入でございます。1款使用料及び手数料279万1千円、2款繰入金2,110万円、3款繰越金26万円、歳入合計2,415万1千円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費670万4千円、2款公債費1,666万4千円、歳出合計2,336万8千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを致します。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行いたいと思います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第7号 平成27年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第6、認定第7号、『平成27年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員（西内貞治）

それでは、平成27年度知内町水道事業会計の決算審査意見書について、述べさせていただきます。なお、同会計については、一般会計に準じて審査を実施致しましたので、28ページの1から4につきましては、省略させていただきます。

それでは、29ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度収入総額は、消費税抜きで1億3,868万7千円、対前年度比で114万4千円、0.8%減り、支出総額は、同じく1億1,692万1千円。対前年度比では、562万3千円、5.1%の増となっております。純収益は、2,176万6千円となり、対前年度比では、676万7千円、23.7%の減となっております。主な要因につきましては、事業収益では、長期前受金戻入が増となりましたが、営業収益における工場用使用水量の減によるものでございます。資本的収入及び支出では、資本的収入が消費税込みで459万1千円、対前年度1億496万6千円で、対前年度比では、1億4,501万5千円、96.9%の減となっております。

支出につきましては、消費税込みで7,726万5千円。前年度2億643万7千円で、対前年度比では、1億2,917万2千円、62.6%の減となっており、差引不足額の7,267万4千円につきましては、過年度損益勘定留保資金5,998万7千円及び減債積立金752万円、それと、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額516万6千円により補てんしたものでございます。

平成27年度末の水道料金等滞納状況につきましては、表5のとおりとなっており、水道料金滞納につきましては、計画的に分納方式を取っていると同時に、個別徴収に鋭意努力しているものの、平成27年度末の滞納件数251件、金額で316万5千円であり、前年度件数240件、金額161万7千円に対し、件数では11件の増、金額では155

万4千円の増となっておりますが、これは3月に会計を閉鎖する関係上、口座振替、または、個人納付が翌月入金となることが主なことで、実質的には、一時的な現象でございます。未払金預貯金等につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目直しをしていただきたいと思います。

企業債の平成27年度末未償還残高につきましては、2億2,022万2千円となっております、引き続きコスト削減の取り組みや経営の効率化に努め、現行の水道料金の水準を維持しながら、安全で安心できる水道水の供給に取り組まれますよう、一層望むところでございます。以上でございます。

◎ 委員長 (谷口康之)

監査委員の審査意見の説明が終わりました。これから、監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書並びに主要施策事業等説明資料の13ページから14ページに基づき、その内容について、収入支出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

水道会計の決算の説明をさせていただきます。紺色の見だし8でございます。水道決算の1ページをお開きください。主要施策につきましては、決算書のあとにご説明させていただきますと思います。

まず、先に決算額の説明をさせていただきます。平成27年度知内町水道事業決算報告書。1、収益的収入及び支出。まず、収入からご説明致します。1款水道事業収益、決算額1億4,710万2,251円、内訳は、1項営業収益1億2,092万3,855円、2項営業外収益2,617万8,396円でございます。

次に支出でございます。1款水道事業費用、決算額1億2,054万9,010円、内訳は、1項営業費用が1億1,375万223円、2項営業外費用が679万8,787円でございます。

次のページ、2ページでございます。資本的収入及び支出でございます。まず、収入をご説明致します。1款資本的収入、決算額459万1,194円。内訳は1項他会計補助金が58万9,124円、2項工事負担金が400万2,070円でございます。

次に支出でございます。1款資本的支出、決算額7,726万4,723円、内訳は1項建設改良費が6,974万4,756円。2項企業債償還金が751万9,967円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,267万3,529円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額516万6,278円、過年度損益勘定留保資金5,998万7,284円及び減債積立金751万9,967円で補てん致しました。

次に3ページをお開きください。平成27年度知内町水道事業損益計算書でございます。1の営業収益は、(1)の給水収益から(3)のその他の営業収益まで合計で1億1,204万5,813円。2の営業費用は、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合計で1億1,264万1,261円。3の営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして、2,664万1,524円。(4)の営業外費用は、支払利息と雑支出の合計で427万9,688円。経常利益、純利益ともに、2,176万6,388円でございます。前年度繰越利益剰余金97万1,382円、その他

の未処分利益剰余金変動額が751万9,967円でございます。このその他未処分利益金変動額は、今年度起債償還額相当額となっており、従来、直接組入資本金に繰り入れておりましたが、制度改定により、一度利益として計上し、剰余金処分により、組入資本金に積み立てることになりましたので、このように、今回、計上してございます。したがって、当年度の未処分利益の剰余金3,025万7,737円となっております。

次のページ、4ページでございます。別表第12号は説明を省略させていただきます。その下、別表第13号、平成27年度知内町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未処分利益剰余金が3,025万7,737円でございます。そのうち2,200万円を減債積立金に積み立て、751万9,967円を組入資本金に積み立て、処分後の残高73万7,770円を繰越利益剰余金とするものでございます。この処分計算書案が議決事項となっております、今回、議決いただきますようお願いするものでございます。

次のページ、5ページをお開きください。平成27年度知内町水道事業貸借対照表でございます。まず、資産の部でございます。1、固定資産は、(1)の有形固定資産から(2)の無形固定資産までの固定資産合計が12億2,502万3,554円。

2の流動資産は、(1)の現金預金等から(5)の貸付金まで流動資産合計で3億8,521万6,683円。固定資産、流動資産を合わせた資産合計が16億1,024万237円でございます。

次に負債の部でございます。3の固定負債は、企業債が2億1,246万8,692円。

4の流動負債では、(1)の企業債から(6)の預り保証金まで合わせまして、流動負債合計1,868万9,475円。

5の繰延収益が1の長期前受金と2の長期前受金収益化累計額合わせて5億7,732万5,062円。負債合計が8億848万3,229円となっております。

続きまして、資本の部でございます。6の資本金は、固有資本金、組入資本金を合計した自己資本金が4億8,809万3,484円でございます。7の剰余金は(1)資本剰余金、(2)の利益剰余金を合わせまして、剰余金合計3億1,366万3,524円、資本金と剰余金を合わせた資本合計が8億175万7,008円。負債と資本を合わせた、負債資本合計が16億1,024万237円となっております。

次に7ページをご覧ください。平成27年度知内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。1の営業活動によるキャッシュ・フローは、当期純損益から支払利息等支払額までの合計で、7,126万3,572円。2の投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費からその他投資等まで合計で、マイナス5,728万7,284円。3、の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還で、マイナス751万9,967円。1から3の合計から当年度の資金増加額が645万6,321円となっており、資金の期末残高が3億7,891万3,597円となっております。なお、8ページの注記から15ページ企業債明細まで説明を省略させていただきます、続きまして、昨年度の主要施策の説明をさせていただきます。主要施策、赤い見だし4の13ページをお開きください。赤い見だし4、13ページの下から3行目でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水施設改良費では、湯ノ里の浄水場の外構工事、それから、浄水場電気計装設備更新工事、2件を2,751万8千円で施工しております。2目配水設備改良費では、町道はまなす5号線配水管更新工事から、次のページの元町配水管更新工事まで、7件で2,946万9千円で実施しております。3目営業設備費では、検満メーターの更新事業890万5千円で実施しております。4目消火栓設置費では、工事2件で4基の消

火栓を379万1千円で更新致しました。以上、水道会計決算のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを致します。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから収入支出一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

監査資料で31ページなんですけれども、水道料の滞納状況あります。一時的な現象ということで、こういうふうに数字大きくなって、毎年、次年度になれば、その分、減るわけなんですけれども、この中で、償還資金だとか、同じように流動的なものと固定的なものというのが見えてこないんですよ。固定化されているものというのは、この中でどの程度あるのか、お尋ねします。固定債権というのは。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

一般会計と違いまして、出納の整理期間がないものですから、このような大きな数字になります。この195のうちですね、ほとんどが3月の転入、転出、それから、農業関係のハウスのメーターの開栓で納付が遅れたり、手続が間に合わなくて、4月というのが大体ほとんどなのですが、毎年ですね、4か月後、7月末の段階で、この数字がどのように変化しているかというのは、私どもの方で押さえてございます。今回、この27年度、195件、これに対して、平成28年の7月末現在、この195が11件になっています。ですから、およそこの10件から11件の方々が常に支払が遅くなるというようなところでございます。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

それは一時的な現象ということで理解はします。しますけれども、それが毎年、来年度になれば、その11件載ってくるわけですよ。27年度の分として11件になりますよね。前年度の書類も同じくそうやって減ってきて、確定したものが載ってくるんですけれども、ただ、毎年、例えば25年の資料ありますよね、25年で11件になっていますよね。それが前年度の資料を見ると、25年ですから、24年見ればいいのか、9件なんですよ。要するに少しずつは減っているけれども、要するに全部減るわけではないんですよ。だから、過去から固定して引っ張っているものがあるのか、全体が流動的で少しずつ動いているのか、それを知りたいということです。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

固定的なのはですね、この表5の中でいきますと、26年までのこの合計が50件になるんですけれども、この50件、13名、この方々が固定的になっています。この中で、ほとんどが徴収停止扱いしているんですけれども、ちなみに先ほどのこの表でいって、12年から26年までこの50件がやはり先ほどの平成28年7月31日現在で、43件になっております。ですから、少したまっている方々が、徐々に徐々に返済してきていた

いているというのが実態でございまして、一番固定的で、一番私ども困っているのが、町内の方々は、たまると給水停止という措置ができますので、大体100%お支払いいただいております。滞納したまま、町外に転出された方々、この方々に対して、私ども今、いろいろな手続を取ろうと思っておりますが、その方々が大体8名くらいおります。ですから、水道の会計の中で、この10名弱、8名から13名、この辺が私どもで押さえている固定というような件数になります。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

13件の固定があると、そのうち8名が町外という感じでいいんですか。残りは町内ということですか。じゃあ、町内で固定化しているときは、今、言うように、水道止めるとか措置しているのであれば、100%払っていただけるという話がありましたけれども、じゃあ、残りの5件というのは、払ってもらえる、固定化しないんじゃないですか。

それと、全体で13件あるという固定の件数ですけれども、金額的にどのくらいになるのか、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、町内の固定化の人達は、ずっと昔から固定しておりまして、結構、たまっていた時期があったんです。それで、古い順からお支払いいただいておりますので、これは現実支払っていただいておりますし、徐々に減ってきておりますので、給水停止の措置はしておりません。ですから、町内の方々に关しましては、この先、どんどんどんどん減っていくというふうに見通し立てております。それと、この13名、7月末現在、13名、43件、35万1千円でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

すみません。確認です。町内の方は、固定することないんですよね。町外だけ要するにそういう閉栓だとか、措置ができないので、どうしても支払が固定する人は、そのまま固定して8名いるということなんでしょう。13名、残りの5名というのは、町内なんでしょう、固定化しているといった、13名。じゃあ、その5名というのは、固定化じゃないでしょう。流動化なんでしょう。要するに定期的にはないけれども、あるとき、その金額というのは少しずつ払ってもらっているから、減っている傾向にあるということ、固定じゃないということなんでしょう。だから、固定は8名でいいんでしょう。その8名の金額がどうなのかということ、固定化して、その35万円からまだ減るんでしょう。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

固定という意味でいけば、おっしゃるとおりでございます。それで、固定だけの金額につきましては、今、手元にはないのですが、恐らく35万円から引かれますので、27万円とか、28万円とか、そのくらいだろうというふうには思います。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいですか。あと質疑ございませんか。10番、伊藤議長。

◎ 10 番 (伊藤政博)

水道会計、大体、前から言っているのですが、1億3千万円の売上げでですね、2千万円、3千万円の利益が出ると、非常に水商売って良い商売だなとずっと言い続けてきました。今回も27年度もそんな状況かなとぼっと見た目は思ったのですが、営業利益を見ますと、マイナスになっています。ちょっとこれは意外だったんですね。あれ、こんなに今、厳しい状況になっているのかなと。ちょっと今まで過去のデータずっと見てこなかったものですから、こういう営業の部分の収支のマイナスというのは、いつ頃から始まっていたのか、まず、お知らせください。

◎ 委員長 (谷口康之)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

今回、損益計算書で営業損失マイナス59万5,448円とあります。このマイナスになったのは、今年度の決算が初めてというふうに考えています。この原因につきましてはですね、27年度、電気の更新工事やっておりますので、その辺の関係で、減価償却費と資産減耗費、この金額が膨れておりますので、それに伴っての営業損失、マイナス59万5,448円でございます。なお、減価償却資産減耗費、これについては、現金の伴わないものでございますので、更新のための留保資金として、内部留保資金として残るといふふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤議長。

◎ 10 番 (伊藤政博)

多分、そんなところだなと、減価償却費、確か今まで3千万円台だったなと思うので、キャッシュ・フローを見ましても、その辺がよくわかるわけですし、そういう意味では、会計上はですね、確かに減価償却費も経費と見なすわけですから、マイナスになるんだろうけれども、当面は資金のショートとかそういうこともなく進んでいくんだろうと思いますけれども、一方では、所管事務調査で、これからの更新のことを考えると、今のところは非常に黒字で順調だけれども、将来的には、かなり大幅な施設の更新もしなければならぬと。そのときには、水道料金、今の倍くらいいただかなければ、単純にですよ、単純に、ことも見込まれるというようなお話がありました。当分、こういうふうな推移でいくんだろうと思いますけれども、給水収益も2千万円ほど過去から比べれば下がっているのかなと。これも人口減による影響が非常に大きいというお話であります。当面、このまま行けるだろうと思っておりますけれども、将来見通しとしてですね、かなり水道料が資金的に苦しくなる時期というのは、何年後くらいを想定しているのか、それだけお尋ねします。

◎ 委員長 (谷口康之)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

以前、所管事務調査で資料を提出させていただいたものによりますと、今年が平成28年、確か平成35年とか平成30年の中くらいには、今のままの水道料金で推移していきますと、更新の費用が間に合わなくなるというような資料を提出したかと思えます。只今、今、浄水場に関しましては、ここの減価償却にありますように、順調に更新をかけておりますので、これからは、配水管の更新工事、これから5年先くらいから本格的になってくるんですけれども、できるだけ耐用年数に頼らないで、実質的に必要な箇所を探すべくですね、今、いろいろと計画を練っている最中です。いずれにしましても、平成35年くら

いまでは、このまま行って、私どもの更新計画の詳細によって、もう少し延ばしていきたいというのが、今の私どもの気持ちでございます。

◎ 委員長（谷口康之）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この決算は、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成27年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算について、認定すべきものと決定しました。

● 閉会宣言

◎ 委員長（谷口康之）

これで本委員会に付託された案件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。平成27年度知内町各会計決算審査特別委員会を閉会します。

委員の皆様には、2日間にわたる熱心なご審議をいただき、格別のご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、この後、議員控室において、審査意見の取りまとめを行いますので、委員の皆様、よろしくお願い致します。

どうも、ありがとうございました。

（ 閉会 午後10時52分 ）